

令和6年4月から使用料と減免割合が変わります。

～料金改定にご理解をお願いいたします。～

公共施設の維持管理費は、施設を利用される皆様からお支払いいただく使用料と市税で賄っています。近年の光熱費高騰に伴い、維持管理費が年々増加していることから市内の各公共施設使用料を見直し、以下のとおり当施設の使用料を改定することとなりました。より利用しやすい施設運営を目指していきますので、ご理解をお願いします。

改定後使用料金

室名\区分	使用料の額					
	(午前) 9:00~12:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:30~21:30	(午前~午後) 9:00~17:00	(午後~夜間) 13:00~21:30	(全日) 9:00~21:30
視聴覚室 (第1研修室)	円 820	円 1,070	円 1,400	円 1,510	円 1,970	円 2,620
工作実習室	340	450	590	630	830	1,090
第2研修室	470	610	800	850	1,120	1,470
第3研修室	400	520	670	710	940	1,250
大ホール	3,240	4,210	5,490	5,950	7,750	10,330
ステージ	1,180	1,550	2,010	2,180	2,840	3,770

※網掛けされた部分の使用料が変わりました。

○使用料の減免制度について

4月から減免割合が4割から5割に変更されます。

使用団体及び使用目的	減免割合
① 市内の保育園・幼稚園、小・中学校及びそれらが構成する団体が使用するとき(保護者会活動は対象外)。	全額減免
② 市内の社会教育関係団体、①以外の学校がアマチュアスポーツ又はレクリエーションのために使用するとき	5割減免
③ 子どもを中心とした団体への施設無料開放	全額減免

※詳細については「生涯学習課(☎26-7191)」までお問合せください。

【Q&A】

Q) いつから使用料は変わりますか？

A) 令和6年4月1日の申請分から変わります。

Q) 使用料・減免割合の他に変わるところはありますか？

A) それ以外の申請方法や締め切りなどは変わりません。